

転出される方へ

転出する方と窓口で届出をする方が別世帯の場合、委任状が必要です。事前に用意願います。

新しい住所地に住み始めてから14日以内に「転出証明書」を持参のうえ、転出先の市区町村で転入の届出をしてください。

＜転入する市町村での手続＞

こんなとき	持っていくもの	メモ欄
転入手続をする	<input type="checkbox"/> 転出証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	
個人番号・住基カードによる転入（特例転入）	<input type="checkbox"/> 個人番号・住基カード（暗証番号が必要です）	
個人番号・住基カードは、下記の期間を経過した場合継続利用ができません。 ①新しい住所に住み始めてから、転入手続をせずに14日を経過した場合 ②転出届出後、転出予定日から、転入手続をせずに30日を経過した場合 ③転入手続後に、継続手続をせずに90日を経過した場合		個人番号カードを申請する方は申出をしてください。
年金を受給している	<input type="checkbox"/> 年金証書（基礎年金番号のわかるもの）	
介護認定を受けている	<input type="checkbox"/> 受給資格証明書	
後期高齢者医療保険に加入している	<input type="checkbox"/> 負担区分等証明書（道外に転出される方のみ）	
障害者手帳を持っている	<input type="checkbox"/> 障害者手帳（身体障害者・療育・精神障害者）	
障害支援区分認定を受けている	<input type="checkbox"/> 認定証明書	
犬を飼っている	<input type="checkbox"/> 鑑札	

＜比布町での手続＞

※国民健康保険に加入されている方は国保税が変更になります。後日変更通知書を送付します。
※町道民税は1月1日に居住していた市町村で1年分が課税されますので、変更はありません。

こんなとき		持っていくもの	担当者確認欄			メモ欄
			済	未済	不要	
転出届をする	税務住民課 （戸籍年金係）	<input type="checkbox"/> 本人確認書類				
印鑑登録をしている	税務住民課 （戸籍年金係）	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証（返還）				転出により使用できなくなります
個人番号カードを持っている、又は申請中	税務住民課 （戸籍年金係）	特例の転出（紙の転出証明書は発行しません）申請中の方は転入後に再申請が必要です				公的個人認証は自動的に失効します
国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している	保健福祉課 （国保医療係）	<input type="checkbox"/> 保険証（返還）				
重度・ひとり親等・子どもの各医療受給者証を持っている	保健福祉課 （国保医療係）	<input type="checkbox"/> 各受給者証（返還）				
障害者総合支援法のサービスを受けている	保健福祉課 （福祉係）	<input type="checkbox"/> 受給者証（返還） <input type="checkbox"/> 障害支援区分認定証明書（認定を受けている方のみ）				
介護保険証を持っている 介護認定を受けている	保健福祉課 （介護保険係）	<input type="checkbox"/> 保険証等（返還） <input type="checkbox"/> 受給資格証明書の申請				
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している	保健福祉課 （福祉係）					
保育園に入園している	保健福祉課 （福祉係）					

（裏面へつづく）

こんなとき		もっていくもの	担当者確認欄			メモ欄
			済	未済	不要	
乳幼児予防接種・妊産婦健診・ 新生児聴覚検査・特定健診受 診対象者	保健福祉課 (保健係)	<input type="checkbox"/> 未実施分の受診票(返還)				転出により使用 できなくなります
墓地を使用している	税務住民課 (住民環境係)	<input type="checkbox"/> 印鑑				
合併処理浄化槽を 使用している	税務住民課 (住民環境係)					
町営住宅に入居している	建設課 (住宅管理係)					
上下水道を使用している	建設課 (上下水道係)					町営住宅の方 は手続不要で す。
防災無線機がある	総務企画課 (広報係)	<input type="checkbox"/> 無線機(返還)				
原付バイク(125cc以下)を 所有している	税務住民課 (税務係)	<input type="checkbox"/> 比布町ヘナンバープレートの返却をし、転入先の市町村で新たに交付を受けてください				

区長確認 本人確認

小中学生のお子さんがある

学校で在学証明書をもらってください
(小学校 Tel85-2269、中学校 Tel85-2145)

普通自動車等を所有している

旭川陸運支局へご相談ください

バイク(126cc以上250cc以下)を所有している

(旭川市春光町10番地 Tel050-5540-2003)

軽自動車を所有している

旭川地区軽自動車協会へご相談ください

(旭川市春光6条5丁目1番23号

Tel050-3816-1765)

バイク(251cc以上)を所有している

旭川地方自家用自動車協会へご相談ください

(旭川市春光町10番地 Tel51-1221)

※運転免許証や郵便局での転居届、電話、電気、銀行等の住所変更は、それぞれご自身で手続が必要です。

〒078-0392 北海道上川郡比布町北町1丁目2番1号
比布町役場 Tel(0166)85-2111(代表)

総務企画課	85-4801	農業委員会	85-4809
税務住民課	85-4803	教育委員会	85-2262
保健福祉課	85-4804	図書館	85-3354
産業振興課	85-4805	保健センター	85-2555
建設課	85-4807	遊湯ぴっぷ	85-4700

ホームページ <http://www.town.pippu.hokkaido.jp>

不明な点がございましたらお問合せください



スキーといちごのまち比布町

